

## 団体活動のための補償制度

スポーツ／文化活動／ボランティア活動

あらかし

# スポーツ安全保険®

ネットで  
簡単手続き

熱中症も  
対象

小さな掛金で  
充実補償

### 3つの補償が皆様の活動をサポート



#### 傷害保険

傷害による入・通院、手術、  
後遺障害、死亡を補償  
※熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も対象



#### 賠償責任保険

対人・対物事故により負った  
法律上の損害賠償責任を補償



#### 突然死 葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血など  
による死亡)に際し、親族が負担  
した葬祭費用を補償



# 2 加入対象・補償範囲・補償期間など

## 加入対象となる団体

スポーツ安全保険には

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う  
4名以上のアマチュアの団体・グループ(以下「団体」と表記)がご加入になれます。



ご加入いただける団体の例:

スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、会員制スポーツクラブ、  
企業・大学・地域のクラブ活動、各種同好会、各種教室・講座、老人クラブ、  
ボランティア団体、学童クラブ、放課後子ども教室、町内会、PTAなど。



家族だけでの活動、プロスポーツ、営利活動を行う団体は加入できません。  
(会員制スポーツクラブ等の場合、その会員・参加者は加入できます。)

## 補償対象となる事故の範囲



加入手続きを行った団体の活動に関する、**日本国内**での次の事故が補償の対象となります。

**団体での活動中** : **団体の管理下**における**団体活動中**(注1)の事故

**往復中** : 団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅(注1)との通常の経路往復中の事故

※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

(注1)「団体の管理下における団体活動中」、「自宅」の定義はP.6 各種解説②③をご覧ください。



**学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外** **学校管理下か否かは、学校長の判断によります。**

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および  
児童福祉法に基づく保育所(以下「学校」と表記)が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の  
事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。

**次にあげるものは「団体の管理下における団体活動」とはならず対象外**

- 加入団体での活動と同一の競技種目・活動内容であっても、P.6 各種解説②の要件を満たさない場合  
(例1)ソフトボールの団体に加入しているメンバーの数名が、個人的に任意で他のチームの練習に参加した場合  
(例2)自転車や陸上競技、スキー、剣道などの団体に加入しているメンバーが、単独で練習に出かけた場合

## 補償期間

掛金の支払日が令和8年3月31日以前の場合  
**令和8年4月1日午前0時から**

掛金の支払日が令和8年4月1日以降の場合  
**掛金の支払日の翌日午前0時から**

**令和9年3月31日  
午後12時まで**

※4月1日以降の追加加入手続きで、大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす場合、団体への入会手続き完了時から補償開始となります。

## その他

加入人数

令和8年度の初回加入時には**4名以上**のご加入が必要です。  
(追加加入の際には、1名からでもお手続きができます。)

中途加入  
中途脱退

途中で団体がなくなった場合には、追加加入する団体員のみを入力のうえ、お手続きください。  
**中途加入をする場合でも年間掛金が適用されます。また、中途脱退する場合は、掛金の返戻はありません。**  
(加入後の加入者の入替えはできません。)

証拠書類

この保険契約の保険証券は保険契約者である(公財)スポーツ安全協会に対して発行されており、  
各団体・被保険者に対して保険証券は発行されません。**必要に応じてPCでスポあんネットにログインのうえ、  
加入履歴に印刷可能な団体員名簿および領収書を印刷してください。これらが加入者証の代わりとなります。**

団体情報の変更

加入手続き後に団体情報(団体名、代表者、事務担当者情報)の変更があった場合には変更手続きが必要です。  
スポあんネットにログイン後、「各種変更」よりお手続きください。



# 重要事項説明書

## 制度概要・注意喚起情報のご説明

- 制度概要は、当補償制度の内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。お手続きをいただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報は、当補償制度に加入依頼をいただくにあたり、被保険者の方にとって不利益となる事項など、特にご注意ください。記載されている情報は、お手続きをいただく前に必ずお読みください。
- 本説明書は当補償制度に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「(公財) スポーツ安全協会ホームページ」に掲載されている保険約款等によりますが、ご不明点については(公財) スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までご連絡ください。
- 団体構成員の皆様にも本説明書の内容をご説明いただきますようお願いいたします。

## 制度概要の説明

- 1. 制度の仕組み:** スポーツ安全保険は、傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険からなります。
- 2. 契約者:** スポーツ安全保険は、公益財団法人スポーツ安全協会に加入依頼手続きを行った社会教育関係団体の構成員を被保険者として、同協会が取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社8社(令和8年4月予定、以下同様)との間に一括契約をしております。
- 3. 補償期間:** 令和8年4月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時まで。ただし、令和8年4月1日以降の加入手続きの場合の補償開始期は、加入手続きを行った翌日午前0時からとなり終期は令和9年3月31日午後12時までです。
- 4. 引受条件:**
  - ① 加入対象者: 4名以上の社会教育関係団体
  - ② 補償額、掛金: 加入区分・掛金・補償額をご覧ください。
  - ③ 被保険者: 加入依頼手続きを行った際に提出をした団体の員名簿に記載のある方が被保険者となります。賠償責任保険に限り、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者などの法定監督義務者を被保険者とします。前記の続柄は損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
- 5. 補償の内容:** 日本国内において被保険者の所属する団体の管理下における団体活動中および団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中に発生した次の事故が対象となります。ただし、学校および保育所の管理下を除きます。詳細は「**支払われる保険金・保険金が支払われない主な場合**」をご覧ください。
  - ① 傷害保険: 急激で偶発的な外傷により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)に起因する死亡、後遺障害、入院、手術、通院
  - ② 賠償責任保険: 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合
  - ③ 突然死葬祭費用保険: 急性心不全、脳内出血などによる、被保険者の突然死に際し、親族が葬祭費用を負担した場合※AW・BW・CW区分にご加入の場合は、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。
- 6. 満期返戻金、契約者配当金および中途脱退における返戻金:** この制度には、満期返戻金、契約者配当金および中途脱退における返戻金はありません。

## 注意喚起情報

- 1. 補償の重複に関するご注意:** 賠償責任の補償は、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(特約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、当保険への加入可否をご確認ください。他の保険契約のみとする場合、次の点にご注意ください。
  - ① 将来、そのご契約を解約したときには、特約を含めて補償がなくなります。
  - ② 同居から別居への変更等により補償がなくなることがあります。
- 2. 加入に関する注意事項:**
  - (1) ご加入時における注意事項  
団体の員名簿に必要な事項はご加入に関する重要な事項となりますので、正しくご入力いただく必要があります。また、加入区分誤り、掛金の不足等がありますと、保険金が支払われないことがあります。
  - (2) ご加入後における留意事項  
団体名、代表者情報の変更があった場合は、スポあんネットの「各種変更」メニューにて変更してください。
  - (3) 次回更新加入のお引受け  
保険金請求にあたり、約款に違反することがあった場合等は、次回以降の加入依頼の受付をお断りさせていただくことがありますので予めご了承ください。
- 3. 補償開始期:**  
令和8年3月31日以前に加入手続きを行った場合は、令和8年4月1日午前0時から。令和8年4月1日以降に加入手続きを行った場合は、加入手続きを行った日の翌日午前0時から補償が開始されます。
- 4. 保険金をお支払いできない主な場合:** 学校および保育所の管理下で行われる活動は補償対象となります。傷害保険、賠償責任保険および突然死葬祭費用保険のその他の主な免責事由は、「**支払われない主な場合**」をご覧ください。
- 5. 保険金のご請求・お支払いについて:** 事故が発生した場合の手続き等についてはスポあんネットの「**事故通知**」もしくはP. 8の事故のご連絡先までお問い合わせください。保険金のご請求にあたり、約款に定める書類のほか、各種証明または証拠となる書類を別途ご提出いただく場合があります。被保険者が保険金を請求できず、かつ、代理人がいけない場合は、被保険者のご家族のうち一人の条件を満たす方が、代理人として、保険金を請求できる場合があります。詳細は、「**スポーツ安全協会ホームページ「事故のときは」記載のお問い合わせ先**」もしくはP. 8の事故のご連絡先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。(上記代理人規定は賠償責任保険には適用されません。)賠償責任保険

において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。そのため、被保険者が賠償責任保険金(費用保険金を除く。)をご請求できるのは、①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合、②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合、③被保険者の指図に基づき、保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合、のいずれかの場合に限られます。

- 6. 共同保険について:** この保険契約は、損害保険会社8社による共同保険契約であり、東京海上日動が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。共同引受保険会社および引受割合については東京海上日動までご連絡ください。
- 7. 被保険者破綻時の取扱:** 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%)まで補償されます。詳細については下記の東京海上日動までご連絡ください。
- 8. 個人情報の取扱いについて:** (公財) スポーツ安全協会は、スポーツ安全保険の加入依頼により取得した氏名、年齢、性別等の個人情報を、本保険の加入受付の審査および保険契約の締結に関する業務並びに保険期間終了時の案内等に利用するとともに、共同保険会社8社の幹事会社である東京海上日動に提供し、引受保険会社は保険会社の支払等保険契約の管理・履行およびこれらに付帯するサービスの実施等に利用します。なお、当協会における個人情報の保護方針等については「(公財) スポーツ安全協会ホームページ」、幹事会社における個人情報の取扱い方針等については「東京海上日動のホームページ」をご覧ください。
- 9. 被保険者からの申し出による加入取り消し:** 被保険者からの申し出により、被保険者ご自身の加入を取り消すことができる場合があります。詳細については東京海上日動までご連絡ください。なお、中途での加入取り消しの場合、返戻金はありません。
- 10. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について:**
  - ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
  - 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効となります。
    - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合
    - ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます)
  - 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
    - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
    - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
    - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

## ●東京海上日動火災保険株式会社

ご加入および保険に関するご意見・ご相談  
東京海上日動火災保険株式会社 担当課: 公務第二部 文教公務室  
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階  
**0120-233-801**

事故のご連絡・ご相談は、**スポーツ安全協会ホームページ「事故のときは」**もしくは本あらましP. 8 事故のご連絡先記載のお問合わせ先ににて承ります。  
【受付時間: 9:00~17:00(土・祝日等はお休みです。)]

## ●(一社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(一社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

**0570-022808** (通話料有料)

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

【受付時間: 平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)]

## ●ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、当補償制度にご加入団体のご希望に合致した内容であること、ご加入いただく上で特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等を確認させていただくものです。お手数ですが、下記事項について、再度ご確認いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明点がございましたら、「(公財) スポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。」

1. 当補償制度が以下の点でご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。
  - ① 保険金のお支払事由
  - ② お支払いする保険金の種類・補償金額
  - ③ 補償期間
  - ④ 掛金
2. 団体の員名簿の加入区分、氏名、性別、年齢が正しくご入力されているかご確認ください。
3. 重要事項説明書(制度概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「補償の重複に関するご注意」が記載されていますので必ずご確認ください。

この保険の詳細は、スポーツ安全協会ホームページに掲載されている保険約款および特約書によります。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、「(公財) スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までおたずねください。また、団体構成員の皆様へ『スポーツ安全保険のしおり』等を配布し、本保険について周知いただくようお願いいたします。当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外・就業中担保)・突然死葬祭費用担保特約)付帯普通傷害保険)および賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外・就業中担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項)によって構成されています。

# 4 各種お手続き・お問い合わせ先

## 1 加入手続き インターネットから受付けております。



「スポあんネット」URL <https://www.sportsanzen.org/spoannet/>



### STEP1 IDを取得 初回のみ

「スポあんネット」を利用するための会員登録を行い、会員IDを取得。

※会員IDをお持ちの団体は、再度会員登録を行う必要はありません。年度ごとの会員登録は不要です。



### STEP2 名簿作成・登録

「スポあんネット」にログインをし、団体員名簿を作成のうえ、掛金の支払方法を選択。



### STEP3 支払い

選択した方法で支払期限内に掛金およびシステム利用料を支払う。

※コンビニエンスストアまたはPay-easyでのお支払いとなります。



### 加入手続きのご不明点

ご不明な点は、「スポあんネット」のよくあるご質問、よくあるご質問、チャットボットをご確認ください。なおもご不明な場合には、スポーツ安全協会コンタクトセンター(03-5510-0033 平日9:30~17:00)にご照会ください。

よくあるご質問



システム利用料は申込みごとにかかります。(掛金とともにお支払い)

	税込み	
掛金合計額	5万円未満	5万円以上
システム利用料	140円	360円

## 2 事故通知・保険金請求手続き

### ケガをされたとき

スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。

- ①団体名 ②団体代表者氏名(フリガナ)、電話番号 ③負傷者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨入院の有無

※事故通知後、被保険者(負傷者)へ保険金請求に必要な書類一式が直接送付されます。

※入院保険金請求額の合計が30万円以下の場合、東京海上日動からの求めがない限り、原則医師の診断書のご提出は不要です。

### 法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき

速やかに電話で下記東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

- ①団体名 ②団体代表者氏名、電話番号 ③加害者および負傷者(物の場合は所有者など)の住所、氏名、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物損(※1)の程度など

(※1)物損については、状況が把握できるよう現場写真や修理見積書をとっておいてください。

※示談交渉は被保険者(加害者)に行っていただけます。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。

### 突然死(急性心不全、脳内出血など)されたとき

スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。

- ①団体名 ②団体代表者氏名(フリガナ)、電話番号 ③被災者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時・原因(病名)

**注意** 事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に親権者の署名・捺印が必要です。

事故のご連絡先	東京海上日動	平日 9:00~17:00
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-027 / 011-271-7432 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	東海
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-037 / 022-225-6326 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	北陸・近畿
関東・甲信越	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-047 / 03-6632-0479 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	中国・四国
東海	静岡 東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-059 / 054-254-4235 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1	九州
		岐阜 愛知 三重 東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-057 / 052-201-9654 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
		富山 石川 福井 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-067 / 06-6203-0677 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
		鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-085 / 082-511-9483 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
		福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄 東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-095 / 092-281-8375 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

## 3 資料請求

各種資料のご請求は、スポーツ安全協会ホームページ または お電話(☎0120-222-410\*)で受付けております。\*平日 9:00~17:00 資料請求以外のご照会はお受けできません。



## 公益財団法人スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル8階  
URL: <https://www.sportsanzen.org>

(共同引受保険会社(令和8年4月予定))

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保

幹事保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階  
担当課: 公務第二部 文教公務室 ☎0120-233-801